

レンタルコート定期利用契約書

株式会社フットサルアリーナ（以下「甲」）と、〇〇（以下「乙」）は、次のとおり施設利用契約（以下「本契約」）を締結した。

第1条【目的】

本契約は、甲は、乙に対し第2条に記したレンタルコート定期利用規約を乙が引き受けることをその目的とする。

第2条【レンタルコート定期利用規約】

本契約において施設利用は、次のとおりとする。

1. 利用する施設はウェルネススクエア港とする。
2. コートの利用は契約いただいたコートかつ、時間内でのご利用となります。
※月間で6時間以上のご利用チームに限る。
※キャンセルは8日以上前に告知いただいたもののみ無料に対応いたします。（月に1回までキャンセル可。）
※ピッチ,ご予約コートのテラス以外のご利用はお控えください。
※天候など甲がやむを得ないと判断した場合は無料キャンセルとする。
3. 甲の不手際によるコート入場が遅れてしまった場合、遅れてしまった分のコート利用を可能とする。
4. コートご利用ポイントは1時間利用ごとに1pとする。
5. お支払いは当日、または事前にお支払ください。

第3条【契約期間】

本契約の契約期間は、2023年〇月〇日から2023年〇月末日までの半年間とする。

第4条【期間の更新】

契約期間満了の3か月前までに甲乙のいずれからも文書にて期間を延長しない旨の通知がないときは、自動的に1年間更新されるものとする。

第5条【ご利用料金・各種サービスについて】

施設ご利用料金及び各種サービスについては以下とする。

1. 無料のビブス貸し出しは2色10枚とする。
※それ以上のレンタル品については登録チームと同扱いとする。
2. ご利用料金は原則登録チームと同じ扱いとなります。

第6条【報告義務】

甲乙共に、相手方から何かしらの問い合わせがあった場合、誠意に対応し報告すること。

第7条【秘密保持】

乙は、本契約によって知り得た一切の情報について、甲の承諾なしに第三者に開示してはならない。

第8条【権利譲渡】

甲及び乙は、本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

第9条【契約解除】

甲及び乙は、契約期間中であっても、3か月前に相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、どちらかが正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、相手方に通知することなく直ちに本契約を解除することができる。

3 前項の契約解除の場合は、契約期間の途中で被った損害の賠償を請求することができる。

第11条【合意について】

甲乙共に、誠意をもってこの契約に合意したものとする。

何か問題が発生してしまった場合は話し合いによる解決を最重要とすること。

第12条【合意管轄】

本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地の管轄裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成して、甲乙各自1通を保有するものとする。

西暦 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名